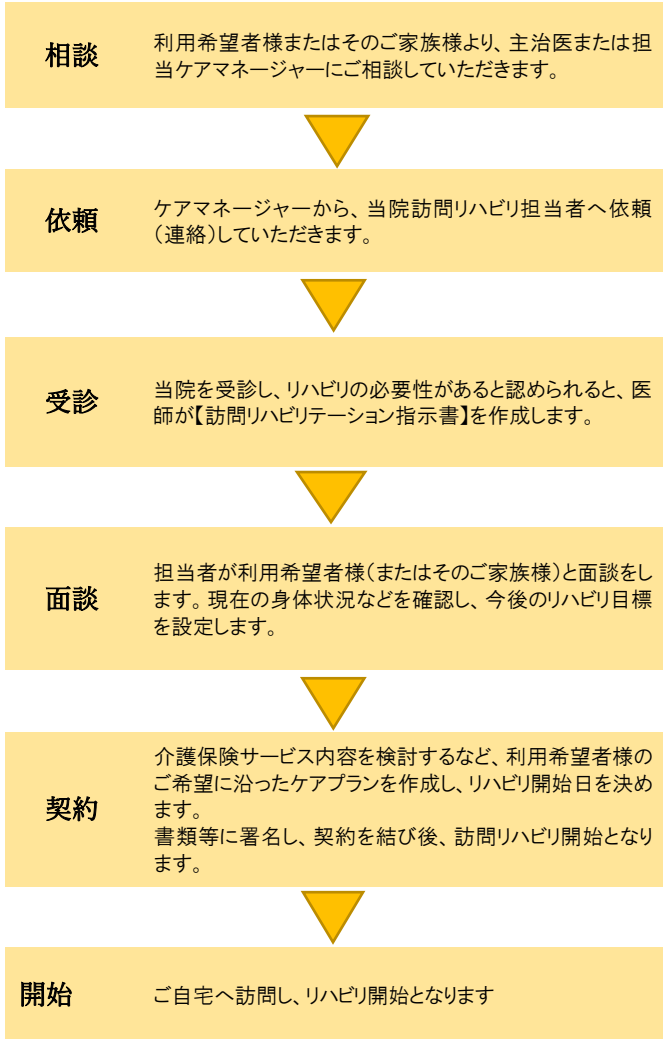


訪問リハビリ利用開始までの流れ



- ご利用対象者
- ◆要支援(1・2)または要介護(1~5)認定されている方
 - ※40~64歳までの方は、要介護状態となった原因が特定疾病(16種類)に該当する場合
- ◆主治医から『訪問リハビリテーションが必要』と認められた方

《お問い合わせ・お申し込み》

- 受付
あづまばし整形外科リハビリテーション科
- 連絡先
・担当者携帯 080-7300-6450 担当:小島
・当院TEL 03-3829-1711
- 利用時間
月曜日~金曜日 午前9時~午後5時45分まで
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- リハビリ時間
40分(上限3回/週) 60分(上限2回/週)
※1週間に120分が上限
- 訪問リハビリ専任医の診察日
月、火、木、金、土
※土曜日は13時00分まで
- 訪問地域
墨田区全域と
台東区・江東区・江戸川区・荒川区・足立区の一部
(当院より半径3km圏内)
※この他の区にお住まいの方は、別途ご相談ください



あづまばし整形外科
旧 湯沢整形外科



訪問リハビリテーション



利用者様の「健康寿命」伸ばすための活動を支援いたします。

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

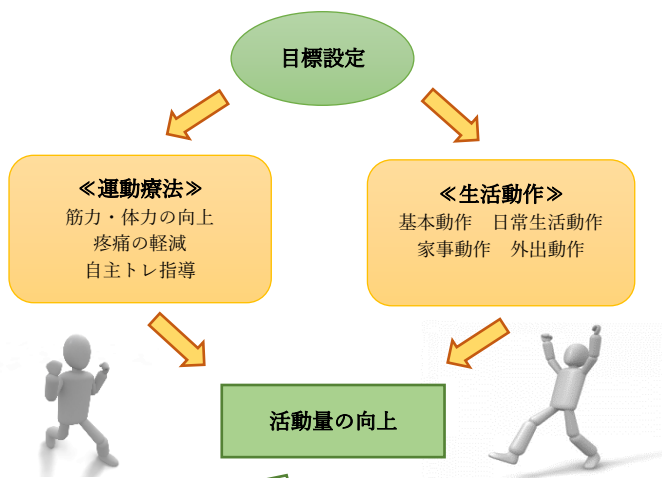
訪問リハビリテーションでは、理学療法士や作業療法士などの国家資格を取得したスタッフが利用者様の自宅へ訪問し、実生活の場でリハビリを行うほか、利用者様及びご家族様に対して福祉用具や介助方法、住宅改修などの、アドバイスも行っています。

◆当院の訪問リハビリテーションの特色

1.利用者様の身体活動を高めます

要支援、要介護者の多くは年齢とともに活動（運動）量が低下することで筋肉量や筋力が低下し、転倒リスクの拡大や活動意欲の低下等がみられる傾向になります。その結果、日常生活上で出来ることが減少してしまいます。

それらの要因を回避するため、日常生活上で動きやすい環境を整えるとともに、活動を妨げている要因（疼痛や身体機能低下など）の改善にて活動量向上を図ります。



訪問リハビリを通して、活動量の向上を図っていくことで、**生活の質(QOL)や活動意欲の向上**に繋がっていきます。また、目標設定を行うことで、**達成時のやりがいや自立した生活への意欲**を高めます。ひいてはこれらが、**健康寿命の延長**へと繋がっていきます。

- POINT**
- ◆ 生活環境および生活リズムを考慮した運動指導
 - ◆ 身体機能に応じたリハビリテーション
 - ◆ 具体的かつ現実的な短期・長期目標の設定

2.身体機能及び活動レベルに応じた

リハビリテーション

訪問リハビリ内容

- ・更衣動作、トイレ動作、入浴動作等の練習
- ・起き上がり、立ち上がりなどの基本動作の練習
- ・歩行練習 ・関節拘縮予防や筋力強化、維持の運動
- ・趣味活動、やってみたいことの動作指導および援助
- ・外出機会を増加させるための屋外練習
- ・福祉用具、住宅改修に関するアドバイス



それぞれにあったリハビリ内容を立案し、提供いたします！

介護度が軽度の利用者様



目標	活動量向上 趣味活動・地域活動への参加
リハビリ内容	筋力強化訓練、自主トレ指導、歩行訓練、動作訓練 地域活動内容の説明、住宅改修のアドバイス、活動量の管理

介護度が重度の利用者様



目標	離床時間の拡大・寝たきり防止介護負担の軽減
リハビリ内容	残存機能評価、基本動作訓練、拘縮予防、ポジショニング 福祉用具の選定 介護者への介護方法の指導

3.整形外科医の訪問診療

当院では、高齢化に伴い、終末期ではなくても運動器疾患のため通院困難となってしまう患者様が適切な治療を受けることが出来るよう、整形外科医の訪問診療を実施します。また、医師が訪問診療を行うことで、3か月に1度、リハビリテーション計画を作成するにあたっての通院が不要になります。

医師やリハビリスタッフがケアマネージャー様や介護サービス事業者様と連携をとり、患者様やご家族様が安心して在宅生活を送れるように在宅生活支援を行います。

◆ご利用料金

適用保険：介護保険

●介護保険適用の方
65歳以上の要介護認定を受けている方 40～64歳までで、要介護認定を受けた原因が16種類の特定疾病に当たる場合

介護保険利用時の基本料金保険

(介護予防) 訪問リハビリテーション費	1回(20分)	307単位
リハビリテーションマネジメント加算I	1月	180単位
短期集中リハビリテーション実施加算(2日以上/1週間) ※退院・退所日または新規介護認定日から3ヵ月以内	1日	200単位
介護予防長期利用減算(要支援) ※開始日より12ヶ月過ぎた場合	1回	-5単位
当事業所の医師が診察を行わなかった場合	1回	-20単位

料金モデル



Aさん(介護保険、1割負担)が
1日40分(2回分)の訪問リハビリを
週1回受けた場合の料金例

1ヵ月 約 **3,005円** (1割負担の場合)

- 1日 ● 訪問リハビリテーション費 (2回分) 614単位
計 **614単位**
- 1ヵ月 ● 614単位 × 4回 2456単位
● リハビリテーションマネジメント加算(I) (月1回分) 180単位
計 **2636単位**
- 1割負担 2456単位 × 11.40 (墨田区地域区分) = 30,050.4円
1割負担の場合 **3,005円**

※訪問リハビリテーションは、原則1週間で最大120分の利用が可能です。

※退院・退所直後のリハビリテーションの充実を図る観点から、退院・退所日から3か月以内は1週間で最大240分の利用が可能です。

※リハビリテーションマネジメント加算(I)の基準を満たし、継続的にリハビリテーションの質を管理しています。

※利用者の合計取得単位によって、利用料金が異なります。

※上記の料金は、利用回数、加算を含んだ単位数に地域区分(墨田区11.40)を乗じて算出しています。

※請求の際には、端数計算の処理上、金額の違いが若干生じる場合がありますので、ご了承ください。